

平成26年(ワ)第194号
 損害賠償等請求事件(本訴、反訴)
 本訴原告(反訴被告) 豊田泰史
 本訴被告(反訴原告) 吉田益夫

証 拠 説 明 書(5)

平成26年12月15日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御中

本訴被告(反訴原告) 吉田 益夫



本訴被告(反訴原告)は次の通り証拠説明をする。

乙	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
29	保全異議申立書	平成26年 11月17日	写	本訴被告(反訴原告)	平成26年2月19日付本訴原告(反訴被告)らが本訴被告(反訴原告)に出した通知書のスレッド削除という要求は不当なものであった。
30	一部取下書	平成26年 12月2日	写	本訴原告(反訴被告)ら	仮処分の一部を取利下げて、平成26年2月19日付本訴原告(反訴被告)らが本訴被告(反訴原告)に出した通知書のスレッド削除という要求は不当なものだったと本訴原告(反訴被告)らが認めている。
31	異議申出書補足資料(本文のみ)	平成26年 11月17日	写	本訴被告(反訴原告)	本訴原告(反訴被告)らが和歌山弁護士会に虚偽の報告をしている疑いと平成26年2月19日付本訴原告(反訴被告)らが本訴被告(反訴原告)に出した通知書のスレッド削除という要求は不当なものであったことを日本弁護士連合会に説明した。
32	説明書	平成26年 10月1日	写	本訴被告(反訴原告)	本訴原告(反訴被告)ら主張する仮処分がまったく意味がないので本訴原告(反訴被告)ら主張が常軌を逸した主張になっていることを和歌山地検に説明している。
33	説明書補足資料	平成26年 10月30日	写	本訴被告(反訴原告)	本訴原告(反訴被告)ら主張する仮処分がまったく意味がないので本訴原告(反訴被告)ら主張が常軌を逸した主張になっていることを和歌山地検に説明している。

乙	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
34	陳述書	平成26年 12月12日	原本	本訴被告(反訴原告)	<p>1) もともとの発端は、特定求職者雇用助成金に関する事であり、本訴被告(反訴原告)は本訴原告(反訴被告)らにこの懸念を伝えている。</p> <p>2) 送られて来た通知書は本訴原告(反訴被告)の懸念を無視していた。</p> <p>3) 和歌山地方検察庁に提出済みという告訴状は存在しない。</p> <p>4) 和ネットは本訴原告(反訴被告)らから業務妨害を受けていた。</p> <p>5) 本訴被告(反訴原告)が出した弁護士懲戒請求は違法行為などまったくない。</p> <p>6) 本訴原告(反訴被告)らが本訴被告(反訴原告)に主張する名誉毀損は矛盾している。</p> <p>7) 本訴原告(反訴被告)は本訴原告(反訴被告)らを刑事告訴するために和歌山地検と協議中である。</p> <p>8) 本訴原告(反訴被告)が主張する和ネットに対するものは中傷にすぎず、デタラメである。</p> <p>9) 本訴原告(反訴被告)が他サイトを比較するが比較が妥当ではない。</p> <p>10) ■■■■■氏の刑事事件は、本訴被告(反訴原告)とは関係がない。</p> <p>11) ■■■■■氏の投稿は、未だに和ネットでは確定していない。</p> <p>12) 本訴原告(反訴被告)は、自分で出した刑事告訴の捜査妨害を行っている。</p> <p>13) 本訴原告(反訴被告)は弁護士としての適性が疑われる。</p>
35	陳述書	平成26年 12月12日	写	■■■■■	<p>本訴原告(反訴被告)の業務で酷い目に遭わされ、本訴原告(反訴被告)の業務にはもともと問題がある。</p>